

相談無料 生活福祉資金貸付制度のご案内

◎ 生活福祉資金貸付制度とは

低所得者、高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

◎ 生活福祉資金の種類

【総合支援資金】

- ◆生活支援費
- ◆住宅入居費
- ◆一時生活再建費

【教育支援資金】

- ◆教育支援費
- ◆就学支度費

【福祉資金】

- ◆福祉費
- ◆緊急小口資金

【不動産担保型生活資金】

- ◆不動産担保型生活資金
- ◆要保護世帯向け不動産担保型生活資金

◎ 貸付の対象

香川県内に居住(または予定)している人で、①低所得世帯 ②障害者世帯 ③高齢者世帯のいずれかに該当する人

※他法・他制度の利用ができる人がいる世帯やすでに生活福祉資金を借り入れて滞納している人の属する世帯やその連帯保証人は貸付の対象外となります。

◎ まずは、高松市社会福祉協議会 分室まで問い合わせを

TEL 087-802-1081

高松市番町二丁目1-1 NTT番町ビル 1階
自立相談支援センターたかまつ内 (駐車場3台分有)
月曜～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

生活福祉資金の貸付に際しては、原則として連帯保証人が必要(ただし、連帯保証人を立てることができない場合でも貸付可能な場合もあります)。また、償還期間や貸付利率、必要な書類等は貸付資金や貸付金額により異なります。貸付は県社会福祉協議会が審査を行います(審査結果によっては貸付ができない場合があります。)

